



ホーム / 法令等 / 法令解釈通達 / 奥行価格補正率表（昭45直資3-13・平3課評2-4外・平18課評2-27外改正）

付表1

**奥行価格補正率表（昭45直資3-13・平3課評2-4外・平18課評2-27外・平29課評2-46外改正）**

※本表は平成30年分以降用です。平成29年分以前（平成19年分以降）用は[こちら（PDF/63KB）](#)を、平成18年分以前用は[こちら（PDF/65KB）](#)をご覧ください。

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区				
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85				
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90				
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93				
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95				
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96				
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97				
14 " 16 "	0.92	1.00				1.00	0.98	0.98			
16 " 20 "	0.93						0.99	0.99			
20 " 24 "	0.94						1.00	1.00	0.97	1.00	
24 " 28 "	0.95								0.95		0.95
28 " 32 "	0.96								0.98		0.98
32 " 36 "	0.97								0.96		0.97
36 " 40 "	0.98								0.94		0.95
40 " 44 "	0.99								0.92		0.93
44 " 48 "	1.00				0.90				0.91		0.90
48 " 52 "			0.99	0.88	0.89						
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88							
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87							
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86							
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85							
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84							
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83							
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82							
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82						
84 " 88 "	0.88	0.80		0.93							
88 " 92 "	0.86	0.81		0.90							
92 " 96 "	0.99	0.84									
96 " 100 "	0.97	0.82									

100 "	0.95	0.80			0.80		
-------	------	------	--	--	------	--	--

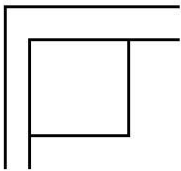
付表2

### 側方路線影響加算率表（平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用は[こちら\(PDFファイル/65KB\)](#)をご覧ください。

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表3

### 二方路線影響加算率表（平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用は[こちら\(PDFファイル/65KB\)](#)をご覧ください。

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表4

### 地積区分表（平11課評2－12外追加・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用は[こちら\(PDFファイル/65KB\)](#)をご覧ください。

地積区分	A	B	C
地区区分			
高度商業地区	1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 1,500m <sup>2</sup> 未満	1,500m <sup>2</sup> 以上

繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表5

**不整形地補正率表（平11課評2－12外追加・平18課評2－27外改正）**

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分 地積区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、普通商業・併用住宅地区、中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注)

- 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。
- 2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。  
「かげ地割合」 =  $\frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$
- 3 間口狭小補正率の適用がある場合においては、この表により求めた不整形地補正率に間口狭小補正率を乗じて得た数値を不整形地補正率とする。ただし、その最小値はこの表に定める不整形地補正率の最小値(0.60)とする。  
また、奥行長大補正率の適用がある場合においては、選択により、不整形地補正率を適用せず、間口狭小補正率に奥行長大補正率を乗じて得た数値によって差し支えない。
- 4 大工場地区にある不整形地については、原則として不整形地補正を行わないが、地積がおおむね9,000平方メートル程度までのものについては、付表4「地積区分表」及びこの表に掲げる中小工場地区の区分により不整形地としての補正を行って差し支えない。

付表6

**間口狭小補正率表（昭45直資3－13・平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）**

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区	中小工場地区	大工場地区	
4未満	-	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80	
4以上6未満	-	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85	
6 " 8 "	-	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90	
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97						0.97	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98	0.98
22 " 28 "	0.99						0.99	0.99
28 "	1.00						1.00	1.00

付表7

### 奥行長大補正率表 (昭45直資3-13・平3課評2-4外改正)

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3 " 4 "		0.99	0.96	0.99	
4 " 5 "		0.98	0.94	0.98	
5 " 6 "		0.96	0.92	0.96	
6 " 7 "		0.94	0.90	0.94	
7 " 8 "		0.92		0.92	
8 "		0.90		0.90	

付表8

### がけ地補正率表 (平3課評2-4外・平11課評2-12外改正)

がけ地の方位				
がけ地地積	南	東	西	北
総地積				
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

(注) がけ地の方位については、次により判定する。

- 1 掛け地の方位は、斜面の向きによる。
- 2 2方位以上の掛け地がある場合は、次の算式により計算した割合を掛け地補正率とする。

$$\frac{\left[ \frac{\text{総地積に対する掛け地部分の全地積の割合に}\text{A}\times\text{方位の掛け地の地積} + \frac{\text{総地積に対する掛け地部分の全地積の割合に}\text{B}\times\text{方位の掛け地の地積} + \dots}{\text{掛け地部分の全地積}} \right]}{\text{掛け地部分の全地積}}$$

- 3 この表に定められた方位に該当しない「東南斜面」などについては、掛け地の方位の東と南に応ずる掛け地補正率を平均して求めることとして差し支えない。

付表9

### 特別警戒区域補正率表（平30課評2－49外追加）

特別警戒区域の地積	補正率
総地積	
0.10以上	0.90
0.40 "	0.80
0.70 "	0.70

(注) 掛け地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率に掛け地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

#### 税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

#### 刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

#### 法令等